

無水アルコールの製造にシクロヘキサンを使用している件について

平成14年 6月19日
製造産業局アルコール課

【照会内容】

N E D O（新エネルギー・産業技術総合開発機構）は、糖みつ等の原料を使用し、含水アルコール（アルコール分が95度のアルコール）の製造を行っている。また、無水アルコール（アルコール分が99度以上のアルコール）の製造も併せて行っている。

N E D O（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が製造・販売している無水アルコールは、製造の過程でシクロヘキサンを脱水剤として使用している。

この無水アルコールの製造に際して、脱水剤としてシクロヘキサンを使用している。

このシクロヘキサンは、蒸留の過程で除去され、最終製品である無水アルコール中には含まれない。

当該無水アルコールを製造、販売すること（製造の過程でシクロヘキサンを脱水剤として使用すること）について、食品衛生法上の問題はるか。

【回答】

照会先：厚生労働省医薬局食品保健部基準課

問題はない。

食品衛生法にいう食品添加物とは、第2条により食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に使用されるものとされており、ここでいう食品とは医薬品を除く全ての飲食物をいう。

添加物は食品に対して使用されるものであるため、食品を製造する原材料が食品でなければ、その化学物質は添加物にはあたらないとして取り扱っているところ。

当該品については、最終製品であるアルコールまでの中間物質は食品に該当しないと思われるため、シクロヘキサンは食品添加物に該当しないと判断する。